

三井住友建設株式会社の優先株式に関する取得請求権の行使について

平成19年9月26日

各位

大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社(大和証券エスエムビーシー株式会社の100%子会社、以下「当社」)は、当社が保有する三井住友建設株式会社(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:五十嵐久也)の第三回B種優先株式について、本日付で普通株式を対価とする取得請求権を行使いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1.対象となる株式の種類および数

今回当社が保有する第三回B種優先株式6,055,000株全てについて取得請求権を行使いたします。この結果として、当社は当初取得価額(110円)にもとづいて三井住友建設株式会社の普通株式137,613,636株を新たに取得いたします。

当社は既に同社の普通株式10,478,400株を保有しており、今回の取得請求権行使の結果、当社の普通株式の保有株式数は148,092,036株になります(普通株式の発行済株式総数は265,013,609株となることから、当社の普通株式保有割合は55.9%となります)。なお、当社はこれら普通株式のほか、第三回C種優先株式5,861,200株および第三回D種優先株式5,861,200株を保有しており、これら優先株式を含めた当社の議決権割合は57.7%となります。

2.取得請求権行使の理由

今回取得請求権を行使した第三回B種優先株式については、10月1日をもって当初取得価額(110円)が修正されることが見込まれることから、当社として当初取得価額にて取得請求権を行使することを選択したものです。

3.今後の当社と三井住友建設の関係

今回の取得請求権の行使による普通株式の新たな取得によっても当社と三井住友建設との関係は従来と何ら変わる事なく、引き続き当社は、三井住友建設のさらなる発展・成長に協力してまいります。

なお、従前より、当社の株式保有は三井住友建設の再生を目指し、当社の営業取引としてのプリンシパル・ファイナンス業務の一環で保有しているものであり、同社を傘下に入れる目的で行われているものではないことから、同社が当社及び当社の親会社である大和証券グループ本社との関連会社に該当しないものとして取り扱ってまいりました。今回の取得請求権の行使により、当社の議決権割合は過半数を超えることとなりますが、同様の趣旨により、三井住友建設が当社及び当社の親会社である大和証券グループ本社の子会社、関連会社に該当しないとする取り扱いに変更はございません。

(注)今回取得請求権を行使する直前において、当社が保有する第三回優先株式数と、これを転換価額である110円にて転換した場合に取得される普通株式数(潜在株式数)は以下の通りとなります。

<参考>当社が保有する三井住友建設優先株式の概要(今回の取得請求権行使前)

	第三回B種 優先株式 (今回対象)	第三回C種 優先株式	第三回D種 優先株式	合計
当社保有の優先株式数	6,055,000株	5,861,200株	5,861,200株	17,777,400株
一株あたりの払込金相当額	2,500円	2,500円	2,500円	
払込金相当額の総額	15,137,500,000円	14,653,000,000円	14,653,000,000円	44,443,500,000円
当初取得価額	110円	110円	110円	110円
当社保有の潜在株数	137,613,636株	133,209,090株	133,209,090株	404,031,816株
取得を請求し得べき期間	平成18年10月1日 ～	平成18年10月1日 ～	平成18年10月1日 ～	

※各種優先株式の詳細につきましては、三井住友建設の平成17年6月10日発表の開示資料等をご参照ください。

以上